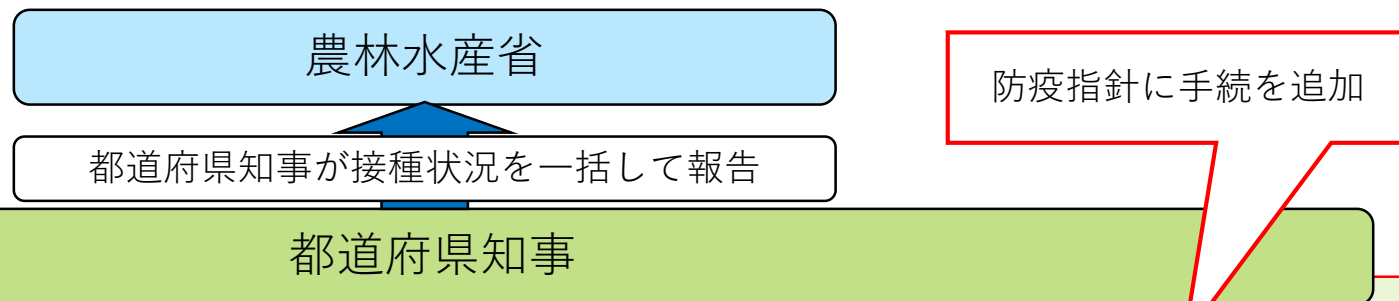


- 豚熱の予防的ワクチン接種については、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種（命令により接種区域の全てで接種）、②ワクチンの厳格な管理（横流れ防止）が必要不可欠。
- 子豚へのワクチン接種については、専門の委員会からの意見を踏まえ、従来の月1回程度での接種から、新たに月3回程度での接種が可能な体制を整備する必要。
- このため、家畜防疫員（※）が接種を行う現行の接種体制を原則としつつも、知事による管理の下、家畜防疫員以外の民間獣医師による接種が可能となるよう接種体制を強化。

（※）知事が任命する県の職員である獣医師



原則（現行と変わらず）

①面的かつ確実な接種

接種区域の全ての豚飼養施設に対し、知事の家伝法第6条命令に基づく家畜防疫員による接種を実施

②ワクチンの厳格な管理

家伝法第50条に基づく使用許可によりワクチンを知事が管理

接種が不適切な場合には、原則に戻って6条命令に基づく家畜防疫員による接種を実施

例外

（適時性・適切性の要件を満たす場合）

①面的かつ確実な接種

知事が作成する接種プログラムに認定を受けた民間獣医師を知事認定獣医師として位置付け、当該獣医師が接種

②ワクチンの厳格な管理

現行どおり（許可条件は、より詳細にすることで管理を強化）